



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方について、昨年11月30日に有識者会議の最終報告書が関係閣僚会議に提出されました。本年2月9日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、最終報告書を踏まえた今後の政府方針が決定しました。

今回は、有識者会議の最終報告書からの変更箇所を中心に、政府方針の内容をご紹介します。

概要：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r060209kaitei_gaiyou.pdf

本文：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r060209kaitei_honbun.pdf

1. 総論

新たな制度を「育成就労制度」と明記した上で、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とすると規定されました。「人手不足分野における」が追加となっています。

2. 外国人材の確保

育成就労制度は人手不足分野特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すと本制度の趣旨が述べられるとともに、特定産業分野がない職種は特定産業分野への追加について検討を進めるとあります。また、受入れ見込数や受入れ対象分野は適時・適切に変更できるものとしており、特定産業分野は今後増え続けることになると思われます。

3. 外国人の人材育成

育成就労制度では、基本的に3年間の就労を通じた育成期間において、対象となる外国人ごとに育成就労計画を定めて計画的な人材育成を目指すことから、育成就労計画の作成が在留許可申請の要件となります。また、育成就労において必要となる日本語能力を図る試験として、A1相当（N5相当）からA2相当（N4相当）までの範囲内で新たな水準の日本語能力試験が導入される含みを持たせています。

4. 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

本人の意向による転籍の要件の一つである、同一の機関において就労が一定の期間を超えていることについては、当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1～2年の範囲内で設定するとして、具体的な内容は主務省令等で規定が予定されています。なお、転籍ブローカー等の排除を担保するために、不法就労助長罪の法定刑（3年以下の懲役・300万円以下の罰金）を引き上げるとともに、当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めないことになりました。

5. 関係機関の在り方

育成就労制度の下での監理団体については、監理支援機関に名称を変更して、新たな許可を受けるべきものとし、機能を十分に果たせない監理団体は許可しない方針です。現在の監理団体は淘汰が進むものと思われます。更に、独立性・中立性を担保するために、従来認められていた外部役員では不十分であるとして、外部監査員の設置が義務化される見通しです。外部役員を設置している監理団体の皆様はご注意ください。

また、送出機関については、育成技能制度における二国間取決め（協力覚書）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組が強化されますが、原則として、当該取決めを作成した国の送出機関からのみ受入れを行うこととなります。

一方、外国人技能実習機構は外国人育成就労機構に改組し、育成就労制度の対象となる外国人の支援・保護業務に加えて、特定技能外国人への相談援助業務を行うこととなります。

6. その他

育成就労制度を通じて、永住につながる特定技能制度による外国人の受入れ数が増加することが予想されることから、永住許可制度の適正化を行う方針です。育成就労（原則3年）→特定技能1号（通算5年）→特定技能2号（在留無制限）→永住者（活動制限なし）という外国人のキャリアアップの道筋が示され、いよいよ労働者として外国人を積極的に受け入れて共生社会を目指すという日本の今後の進路が示されています。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>